

写

保発第0522001号
平成21年5月22日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長



国民健康保険組合規約例の一部改正について

社会保険の保険料等に係る延滞金軽減を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成21年法律第36号）の施行等に伴い、国民健康保険組合規約例（昭和34年保発第13号）を別添のとおり改正することとしたので、その旨御了知の上、貴管内保険者への周知等に御配慮願いたい。

国民健康保険組合規約例の一部を改正する組合規約例

国民健康保険組合規約例（昭和三十四年保発第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「期間」の下に「の日数」を加え、「保険料百円（百円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）につき一日四銭（〇銭）」を「当該金額が二千円以上であるときは、当該金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）（〇パーセント）」に改め、「計算した延滞金」の下に「（当該延滞金に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）」を加える。

第二十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三

(別添)

号とする。

附則に次の二項を加える。

(平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産育児一時金に関する経過措置)

6 被保険者又は被保険者であった者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第十一条の規定の適用については、同条中「三十五万円（〇万円）」とあるのは、「三十九万円（〇万円）」とする。

(延滞金の割合の特例)

7 第二十三条に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる

商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年七・三パーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合(当該特例基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

附 則

- 1 この規約による附則第六項の規定については、平成二十一年十月一日から施行し、第十二条及び附則第七項の規定については平成二十二年一月一日から施行する。
- 2 この規約による改正後の国民健康保険組合規約第二十三条及び附則第七項の規定は、この法律の施行の日以後に納期限の到来する国民健康保険組合の保険料に係る延滞金について適用し、同日前に納期限又は納付期限の到来する保険料に係る延滞金については、なお従前の例による。

国民健康保険組合規約例の一部を改正する組合規約例

新旧対照条文

◎ 国民健康保険組合規約例（昭和三十四年保発第十三号）

(第二十三条関係)

(傍線部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
	(延滞金)	(延滞金)
	<p>第二十三条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、当該金額が二千円以上であるときは、当該金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）（〇パーセント）の割合を乗じて計算した延滞金（当該延滞金に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。</p>	<p>第二十三条 納期限までに保険料を納入しない組合員があるときは、当該保険料の額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間に応じ、保険料百円（百円未満の端数があるときは、これを切捨てる。）につき一日四銭（〇銭）の割合を乗じて計算した延滞金を加算して徴収する。ただし、次に掲げる場合は、延滞金を徴収しない。</p>
一	延滞金が十円未満のとき。	一 傍線部分
二	督促状の指定期日までに、保険料を納付したとき。	二 傍線部分
三	次条の規定により、保険料の納付期限が延長されたとき。	三 傍線部分
四	その他特別の事由があると理事長が認めた場合。	四 傍線部分

(平成二十一年十月から平成二十三年三月までの間の出産に係る出産

育児一時金に関する経過措置)

6 被保険者又は被保険者であつた者が平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第十一条の規定の適用については、同条中「三十五万円（〇万円）」とあるのは、「三十九万円（〇万円）」とする。

（延滞金の割合の特例）

7 第二十三条に規定する延滞金の年七・三ペーセントの割合は、当分の間、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四ペーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年七・三ペーセントの割合に満たないときは、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に〇・一ペーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。